

## 第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

## 【新規提案事項】

（個票連番）	（具体的改革項目）
2 6 - 1	目標収納率の設定
2 6 - 2	滞納処分の強化や民事手続の実施
2 6 - 3	国基準の 9 0 % に改定
2 6 - 4	施設使用料の有料化及び減免規定の見直し
2 6 - 5	企業誘致の促進と未利用地の処分
2 6 - 6	交付基準に基づく各種補助金の見直し
2 6 - 7	職員提案制度の導入
2 6 - 8	電算システムの活用促進
2 6 - 9	時間外窓口の設置
2 6 - 1 0	特別収納対策課の設置
2 6 - 1 1	収入役事務の兼掌
2 6 - 1 2	女性職員の管理職登用
2 6 - 1 3	昇格資格試験制度の導入
2 6 - 1 4	附属機関の見直し
2 6 - 1 5	利用申請等の改善
2 6 - 1 6	総合福祉センター
2 6 - 1 7	文化体育総合施設

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-1		2.担当専門部会	財政専門部会						
			3.担当部署	税務課・保険課・建設課・福祉課・下水道課・学校教育課						
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立								
5.中分類	1	歳入								
6.小分類（基本目標）	1	収納率の向上								
7.細分類	1	税及び使用料・手数料等の収納率の向上								
8.具体的改革項目	1	目標収納率の設定								
9.実施概要	<p>現年度分については、最終目標収納率を100%とする。ただし、現に収納率が低いものについては、平成21年度までに達成できる目標収納率を最低98%とする。また、現段階で収納率97%以上のものについては100%とする。</p> <p>滞納分についても、特別収納対策課の設置による徴収体制の強化を図ることにより、最終目標収納率を100%とする。ただし、平成21年度までは平成16年度実績の50%アップを目標とするが、最終的には100%とする。</p> <p>また、独立した会計である学校給食費についても特別収納対策課で取り扱う。現年度分は100%とし、滞納分についても50%アップとする。</p>									
10.検討及び実施期間 ( 検討    実施 )	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月			
						12.到達年月	H22年03月			
						13.公表時期	実施期間終了後			
14.指標 ( 評価の方法 )	実施期間終了後の、目標収納率への到達率により評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		385,986	千円	
						内 訳	A 支出の削減			千円
							B 収入の増額	385,986		
C 支出の増額					千円					

平成16年度を基準に平成21年度までの 鞍手町収入累計一覧表 (主なもの) 単位：千円

現年度分 (平成16年度実績)

項 目	調定金額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	未収額 D	収納率% E	目標収納率 F	目標金額 G(A×F)	差引き H(G-B)	21年度までの累計	
									年数	金額
町民税 (県民税を除く)	605,784	593,437		12,347	97.96%	100.00%	605,784	12,347	4	49,388
固定資産税	827,524	805,160		22,364	97.30%	100.00%	827,524	22,364	4	89,456
軽自動車税	33,121	31,456		1,665	94.97%	98.00%	32,459	1,003	4	4,012
国民健康保険税	464,405	438,222		26,183	94.36%	98.00%	455,117	16,895	4	67,580
住宅家賃	42,128	38,064		4,064	90.35%	98.00%	41,285	3,221	4	12,884
保育料	71,896	70,731		1,165	98.38%	100.00%	71,896	1,165	4	4,660
現年度分 計	2,044,858	1,977,070		67,788			2,034,065	56,995		227,980

下水道使用料	9,803	9,803		0	100.00%	100.00%	9,803	0	4	0
学校給食費	71,472	70,789		683	99.04%	100.00%	71,472	683	4	2,732

滞納分 21年度まで(平成16年度実績による)

項 目	調定金額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	未収額 D	収納率% E	目標収納率 F(E+50%)	目標金額 G((A-C)×F)	差引き H(G-B)
町民税	67,797	9,817	6,535	51,445	16.02%	66.02%	40,445	30,628
固定資産税	111,536	11,445	5,265	94,826	10.77%	60.77%	64,581	53,136
軽自動車税	4,940	860	496	3,584	19.35%	69.35%	3,082	2,222
国保税	144,501	12,041	14,504	117,956	9.26%	59.26%	77,036	64,995
住宅家賃	11,462	2,119		9,343	18.49%	68.49%	7,850	5,731
保育料	2,589	327		2,262	12.63%	62.63%	1,621	1,294
滞納分 計	342,825	36,609	26,800	279,416			194,615	158,006

学校給食費	10,669	582		10,087	5.46%	55.46%	5,917	5,335
-------	--------	-----	--	--------	-------	--------	-------	-------

227,980千円 + 158,006千円 = 385,986千円 21年度までの累計

\* 16年度実績で収納率97%未満のものを98%目標収納率とする。

	16年度率	目標率	16年度収納額	目標収納額
軽自動車税	94.97%	<98.00%>	31,456千円	<32,459千円>
国民健康保険税	94.36%	<98.00%>	438,222千円	<455,117千円>
住宅家賃	90.35%	<98.00%>	38,064千円	<41,285千円>

\* 16年度実績で収納率97%以上のものを100%目標収納率とする。

町民税	97.96%	<100.00%>	593,437千円	<605,784千円>
固定資産税	97.30%	<100.00%>	805,160千円	<827,524千円>
保育料	98.38%	<100.00%>	70,731千円	<71,896千円>
下水道使用料	100.00%	<100.00%>	9,803千円	<9,803千円>
学校給食費	99.04%	<100.00%>	70,789千円	<71,472千円>

\* 滞納分については、平成16年度実績を基準として平成21年度までに50%アップとする。

	16年度率	目標率	16年度収納額	目標収納額
町民税	16.02%	<66.02%>	9,817千円	<40,445千円>
固定資産税	10.77%	<60.77%>	11,445千円	<64,581千円>
軽自動車税	19.35%	<69.35%>	860千円	<3,082千円>
国民健康保険税	9.26%	<59.26%>	12,041千円	<77,036千円>
住宅家賃	18.49%	<68.49%>	2,119千円	<7,850千円>
保育料	12.63%	<62.63%>	327千円	<1,621千円>
学校給食費	5.46%	<55.46%>	582千円	<5,917千円>

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-2		2.担当専門部会	財政専門部会				
			3.担当部署	税務課・保険課・建設課・福祉課・下水道課・学校教育課				
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5.中分類	1	歳入						
6.小分類（基本目標）	1	収納率の向上						
7.細分類	1	税及び使用料・手数料等の収納率の向上						
8.具体的改革項目	2	滞納処分の強化や民事手続の実施						
9.実施概要	<p>滞納者に対しての納税折衝を重点的に行い、滞納の状況を調査把握し、個々の状況に応じた徴収方針を検討したなかで、正当な理由がないにもかかわらず納税に応じない滞納者に対し、給与・預貯金・不動産などの差押えを強化する。</p> <p>また、住宅家賃等の使用料についても、正当な理由がないにもかかわらず納付に応じない滞納者に対し、退去等の民事手続を実施する。</p> <p>そのためには専門的知識が必要であることから、研修等に積極的に参加すると共に、専門家のアドバイス等を受けるなど専門職の養成にも努める。</p> <p>地方税法によって滞納処分ができるもの          &lt;自力執行権&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各町税</li> <li>・保育料（児童福祉法第56条第11項に規定）</li> <li>・下水道負担金（地方自治法で231条の3第3項に規定）</li> </ul> <p>民事執行法第22条に基づく強制執行の申立てを裁判所に行うもの。          &lt;裁判所執行官が行う&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅家賃使用料</li> <li>・下水道使用料</li> <li>・学校給食費</li> </ul>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年11月	
						12.到達年月	H22年03月	
							13.公表時期	実施期間 終了後
14.指標 (評価の方法)	平成21年度までの滞納処分の強化による収納額等を算出し、その効果を公表する。					15.財政的效果 (再掲) A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円						

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-3		2.担当専門部会	財政専門部会						
			3.担当部署	福祉課						
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立								
5.中分類	1	歳入								
6.小分類（基本目標）	2	公平、公正な受益者負担								
7.細分類	1	保育料の改定								
8.具体的改革項目	1	国基準の90%に改定								
9.実施概要	<p>町内の保育所入所児童数は、女性の社会進出の増加や景気の低迷による共働き世帯の増加により平成12年度以降増加している。一方、預かり時間が限られている幼稚園児は減少している状況である。全国的な流れから少子化に向かっていることは確かであり、今後、児童数の減少は避けておれないと思われる。</p> <p>保育所の運営状況は平成16年度決算において、歳出352,535千円に対し、歳入100,025千円でマイナス252,510千円である。そのうち交付税として約150,000千円補填されているが、残りについては町の負担となっており、今後、交付税措置の額が減少すると思われるので改定は必要である。</p> <p>保育料の改定については、平成10年4月1日の改定以降、改定されていない。平成10年度の国の改正では、階層区分を10階層から7階層へ移行していることから、国の基準と格差が生じている。また、年齢区分においても、2区分ではなく3区分で設定されており、調整の必要がある。しかし、7階層・3区分への移行は、国や、近隣市町村と比較してみると、階層・区分間の格差が大きく、保護者への急激的な負担を緩和するためにも段階的な調整の必要があると思われる。</p> <p>これらのことから、平成21年度までに10階層から徐々に7階層へ改定することとする。また、近隣市町では国基準の90%までとしている市町村が多く、これらと均衡を保つため国基準の90%として改定を行う。</p> <p>改定を行うにあたっては、保護者への理解を求めため、鞍手町次世代育成支援行動計画に添って、延長保育や一時保育・休日保育・地域子育て支援など保育サービスの充実を図る。</p>									
10.検討及び実施期間 ( 検討 実施 )	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H19年04月			
						12.到達年月	H22年03月			
							13.公表時期	実施期間終了後		
14.指標 ( 評価の方法 )	実施期間終了後の、国基準の90%への到達率と、保育サービスの実施状況により評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		5,518	千円	
						内 訳	A 支出の削減			千円
							B 収入の増額	5,518		
C 支出の増額					千円					

総括表

年齢別	対象児童数	従来の保育料	国の基準の90%とした場合	国の基準とした場合
3歳未満児	103人	2,045,300円	2,054,010円	2,285,400円
従来からの保育料との比較	金額	0円	8,710円	240,100円
	率	100.00%	100.43%	111.74%
1人当たり平均単価		19,857円	19,942円	22,188円
3歳児	69人	992,860円	1,226,600円	1,364,210円
従来からの保育料との比較	金額		233,740円	371,350円
	率	100.00%	123.54%	137.40%
1人当たり平均単価		14,389円	17,777円	19,771円
4歳以上児	142人	1,910,730円	2,128,130円	2,367,260円
従来からの保育料との比較	金額		217,400円	456,530円
	率	100.00%	111.38%	123.89%
1人当たり平均単価		13,456円	14,987円	16,671円
合計	314人	4,948,890円	5,408,740円	6,016,870円
従来からの保育料との比較	金額		459,850円	1,067,980円
	率	100.00%	109.29%	121.58%
1人当たり平均単価		15,761円	17,225円	19,162円
年額(×12月)		59,386,680円	64,904,880円	72,202,440円
従来からの保育料との差引き			5,518,200円	12,815,760円
前年度との比較				

国の基準の90%とした場合		
1年目	2年目	3年目
2,048,810円	2,053,010円	2,054,010円
3,510円	7,710円	8,710円
100.17%	100.38%	100.43%
19,891円	19,932円	19,942円
1,069,170円	1,146,440円	1,226,600円
76,310円	153,580円	233,740円
107.69%	115.47%	123.54%
15,495円	16,615円	17,777円
1,981,760円	2,055,240円	2,128,130円
71,030円	144,510円	217,400円
103.72%	107.56%	111.38%
13,956円	14,474円	14,987円
5,099,740円	5,254,690円	5,408,740円
150,850円	305,800円	459,850円
103.05%	106.18%	109.29%
16,241円	16,735円	17,225円
61,196,880円	63,056,280円	64,904,880円
1,810,200円	3,669,600円	5,518,200円
1,810,200円	1,859,400円	1,848,600円

鞍手町保育料試算表 (国基準の90%) 予定保育料3ヶ年 (児童数はH16年11月1日現在 母子・障害・兄弟等も含む減額なしとした数字)

定員90人の場合

階層区分		3歳児未満				16年度児童数	第1年目		第2年目		第3年目		国の徴収基準 (1)
		予定徴収単価	国の基準減額率	現在の徴収単価 (16年度)	現在の差引単価		予定徴収単価	差引額	予定徴収単価	差引額	予定徴収単価	差引額	
町の基準	国の基準												
第1階層	第1階層	0円		0円	0円	7人	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第2階層	8,100円	90.0%	8,000円	100円	26人	8,100円	100円	8,100円	0円	8,100円	0円	
第3階層	第3階層	17,500円	89.7%	17,000円	500円	15人	17,100円	100円	17,300円	200円	17,500円	200円	
第4階層				19,500円	-2,000円	22人	18,900円	-600円	18,300円	-600円		-800円	
第5階層	第4階層	27,000円	90.0%	26,000円	1,000円	7人	26,200円	200円	26,400円	200円	27,000円	600円	
第6階層				30,000円	-3,000円	21人	29,000円	-1,000円	28,000円	-1,000円		-1,000円	
第7階層	第5階層	40,000円	89.9%	40,000円	0円	8人	40,000円	0円	40,000円	0円	40,000円	0円	
第8階層				41,600円	-1,600円	14人	41,100円	-500円	40,600円	-500円		-600円	
第9階層	第6階層	54,900円	90.0%	45,600円	9,300円	15人	48,700円	3,100円	51,800円	3,100円	54,900円	3,100円	
第10階層	第7階層	72,000円	90.0%	58,600円	13,400円	2人	63,000円	4,400円	67,400円	4,400円	72,000円	4,600円	

町の基準	国の基準	3歳児				第1年目	差引額	第2年目	差引額	第3年目	差引額	
第1階層	第1階層	0円		0円	0円	5人	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第2階層	5,400円	90.0%	6,000円	-600円	19人	5,800円	-200円	5,600円	-200円	5,400円	-200円
第3階層	第3階層	14,800円	89.7%	14,000円	800円	9人	14,200円	200円	14,400円	200円	14,800円	400円
第4階層				16,500円	-1,700円	7人	16,000円	-500円	15,500円	-500円		-700円
第5階層	第4階層	24,300円	90.0%	23,000円	1,300円	1人	23,400円	400円	23,800円	400円	24,300円	500円
第6階層				25,280円	-980円	11人	24,900円	-380円	24,600円	-300円		-300円
第7階層	第5階層	37,300円	89.9%	25,280円	12,020円	6人	29,200円	3,920円	33,200円	4,000円	37,300円	4,100円
第8階層				25,280円	12,020円	3人						
第9階層	第6階層	38,400円	90.0%	25,280円	13,120円	10人	29,600円	4,320円	33,900円	4,300円	38,400円	4,500円
第10階層	第7階層	38,400円	90.0%	25,280円	13,120円	2人	29,600円	4,320円	33,900円	4,300円	38,400円	4,500円

町の基準	国の基準	4歳児以上				第1年目	差引額	第2年目	差引額	第3年目	差引額	
第1階層	第1階層	0円		0円	0円	10人	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第2階層	5,400円	90.0%	6,000円	-600円	32人	5,800円	-200円	5,600円	-200円	5,400円	-200円
第3階層	第3階層	14,800円	89.7%	14,000円	800円	22人	14,200円	200円	14,400円	200円	14,800円	400円
第4階層				16,500円	-1,700円	22人	16,000円	-500円	15,600円	-400円		-800円
第5階層	第4階層	24,300円	90.0%	23,000円	1,300円	6人	23,400円	400円	23,800円	400円	24,300円	500円
第6階層				25,280円	-980円	24人	24,900円	-380円	24,600円	-300円		-300円
第7階層	第5階層	32,900円	90.0%	25,280円	7,620円	9人	27,800円	2,520円	30,300円	2,500円	32,900円	2,600円
第8階層				25,280円	7,620円	17人						
第9階層	第6階層	32,900円	90.0%	25,280円	7,620円	10人	27,800円	2,520円	30,300円	2,500円	32,900円	2,600円
第10階層	第7階層	32,900円	90.0%	25,280円	7,620円	2人	27,800円	2,520円	30,300円	2,500円	32,900円	2,600円



## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-4		2.担当専門部会	財政専門部会				
			3.担当部署	社会教育課				
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5.中分類	1	歳入						
6.小分類（基本目標）	2	公平、公正な受益者負担						
7.細分類	2	公共施設使用料の見直し						
8.具体的改革項目	1	施設使用料の有料化及び減免規定の見直し						
9.実施概要	<p>施設使用料は、利用者が利益を受けるものであるとの前提から、その受益者負担の原則により行政サービスの対価として徴収するものである。よって、行政負担と利用者負担を明確にし、受益と負担の公平性を確保する。</p> <p>このことから、現に無料化している施設の有料化や、減免規程についても真にやむを得ないものに限り認めることなど、平成17年11月より検討を行う。</p> <p>また、検討にあたっては、現行使用料の見直しについても考慮する。（施設維持管理費と使用料収入の収支率や近隣市町村の状況など）</p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年11月	
						12.到達年月	H18年10月	
						13.公表時期	実施期間終了後	
14.指標 （評価の方法）	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1．無料施設の有料化について</p> <p>2．減免規定について</p> <p>3．現行使用料の見直しについて</p>					15.財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

施設使用料関係資料

総合福祉センター 34.52%

(歳入) 21,333千円

使用料・・・・・・・・・21,333千円

(歳出) 61,795千円

施設費

需用費・・・・・・・・・33,909千円

役務費・・・・・・・・・1,038千円

委託料・・・・・・・・・26,622千円

使用料及び賃借料・・ 226千円

中央公民館体育施設 23.16%

(歳入) 4,760千円

体育センター使用料・・ 1,883千円

野球場使用料・・・・・・・・ 1,362千円

総合プール使用料・・・・・・・・ 420千円

浮洲野球場使用料・・・・・・・・ 207千円

テニス場使用料・・・・・・・・ 395千円

町民グランド使用料(照明) 396千円

武道館使用料・・・・・・・・・ 97千円

(歳出) 20,547千円

施設費

需用費・・・・・・・・・ 5,692千円

役務費・・・・・・・・・ 210千円

委託料・・・・・・・・・ 9,797千円

使用料及び賃借料 ・ 241千円

その他費用・・・・・・・・ 4,607千円

中央公民館研修施設 4.23%

(歳入) 1,207千円

公民館使用料・・・・・・・・ 1,151千円

長谷別館使用料・・・・・・・・ 56千円

(歳出) 28,565千円

施設費

需用費・・・・・・・・ 11,210千円

役務費・・・・・・・・ 759千円

委託料・・・・・・・・ 9,007千円

使用料及び賃借料 1,110千円

その他費用・・・・・・・・ 6,479千円

鞍手町総合福祉センター 使用料

施設名		使用料金			照明使用料	冷暖房使用料	歳入(16年度決算)	
							利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
管理棟	研修室A	1時間	町内	400円		200円	4,991人	119,850円
			町外	800円		300円		
	研修室B	1時間	町内	200円		100円		
			町外	400円		150円		
保健棟	多目的ホール	1時間	町内	500円		250円	4,671人	44,820円
			町外	1,000円		375円		
	多目的室A	1時間	町内	200円		100円	1,004人	20,430円
			町外	400円		150円		
	多目的室B	1時間	町内	200円		100円		
			町外	400円		150円		
	リラックスルーム 健康機器A	1回につき	町内	500円		無料	30人	15,920円
			町外	800円		100円		
	リラックスルーム 健康機器B	1回につき	町内	200円		無料		
			町外	300円		100円		
健康増進室	1時間	町内	400円		200円	8,182人	149,950円	
		町外	800円		300円			
栄養指導室	調理台1台につき	町内	100円		200円	1,523人	23,530円	
		町外	200円		300円			
福祉棟	学習室	1時間	町内	200円		150円	322人	14,310円
			町外	400円		225円		
	視聴覚室	1時間	町内	400円		200円	36人	2,940円
			町外	800円		300円		
	浴場	1人	障害者	200円		カラオケ 1曲50円	78,551人	18,113,500円
			小人	150円				
大人			300円					
計						99,310人	18,505,250円	

施設名		使用料金			照明使用料	冷暖房使用料	歳入(16年度決算)	
							利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
アリーナ	全室	1時間	町内	360円	500円	300円	14,121人	1,420,390円
			町外	540円	750円	450円		
	3分の2室以下 3分の1室超	1時間	町内	240円	500円	300円		
			町外	360円	750円	450円		
	3分の1室以下	1時間	町内	120円	500円	300円		
			町外	180円	750円	450円		
その他	1時間	町内	2,000円	500円	500円			
		町外	3,000円	750円	750円			
トレーニングルーム	1回当たり	町内	220円		100円	4,851人	1,407,860円	
		町外	250円		100円			
計						18,972人	2,828,250円	

鞍手町体育施設 使用料

施設名		使用料金			照明使用料 (1時間当たり)	歳入(16年度決算)	
						利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
町立体育館	1面	1時間		300円	500円	34,371人	1,882,753円
	バドミントン	1時間		100円	500円		
	全館	1時間		1,200円	2,000円		
町民武道館	専用	1時間	町内	300円		8,171人	97,618円
			町外	600円			
	個人	1時間	町内	30円			
			町外	80円			
備考：委員会が認めたスポーツサークルが使用する場合は無料とする							
町立弓道場	個人	1時間	町内	100円		1,440人	0円
			町外	200円			
	団体	1時間	町内	200円			
			町外	300円			
備考：委員会が認めたスポーツサークルが使用する場合は無料とする 高校生以下の使用は2分の1の額とする							
町立野球場		1時間	町内	500円	(1時間) 5,000円 (2時間) 7,000円 (3時間) 9,000円	7,999人	1,361,850円
		1時間	町外	1,000円			
町民グラウンド		1時間		無料	500円	21,198人	396,900円
町立テニス場	1面	1時間	町内	400円	(2面) 700円	2,367人	395,025円
			町外	600円			
町立浮洲野球場		1時間	町内	500円		1,989人	206,850円
			町外	1,000円			
総合プール		2時間	一般(16歳以上)	200円		3,851人	419,790円
			子供(15歳以下)	100円			
計						81,386人	4,760,786円

個票26-4 資料

施設名	使用料金			冷暖房使用料	歳入(16年度決算)	
					利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
研修室 1 (大講堂)	9:00～13:00	4時間	2,000円	各部屋使用料金の2分の1	15,612人	265,227円
	13:00～18:00	5時間	2,500円			
	18:00～22:00	4時間	3,500円			
研修室 2	9:00～13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	3,566人	112,980円
	13:00～18:00	5時間	800円			
	18:00～22:00	4時間	1,000円			
研修室 3	9:00～13:00	4時間	500円	各部屋使用料金の2分の1	4,903人	266,553円
	13:00～18:00	5時間	600円			
	18:00～22:00	4時間	800円			
研修室 4 (工作室)	9:00～13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	3,677人	271,530円
	13:00～18:00	5時間	800円			
	18:00～22:00	4時間	1,000円			
研修室 5 (和室)	9:00～13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	3,036人	142,485円
	13:00～18:00	5時間	800円			
	18:00～22:00	4時間	1,000円			
茶室	9:00～13:00	4時間	500円	各部屋使用料金の2分の1	540人	57,951円
	13:00～18:00	5時間	600円			
	18:00～22:00	4時間	800円			
視聴覚室	9:00～13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	1,080人	0円
	13:00～18:00	5時間	800円			
	18:00～22:00	4時間	1,000円			
母と子の図書室	9:00～13:00	4時間	300円	各部屋使用料金の2分の1	283人	5,670円
	13:00～18:00	5時間	400円			
	18:00～22:00	4時間	500円			
料理教室	9:00～13:00	調理台1台	500円	各部屋使用料金の2分の1	613人	29,448円
	13:00～18:00	調理台1台	600円			
	18:00～22:00	調理台1台	800円			
計					33,310人	1,151,844円

施設名	使用料金			冷暖房使用料	歳入(16年度決算)	
					利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
長谷別館 研修室 6	9:00～13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	442人	27,930円
	13:00～18:00	5時間	800円			
	18:00～22:00	4時間	1,000円			
長谷別館 研修室 7	9:00～13:00	4時間	500円	各部屋使用料金の2分の1	442人	28,134円
	13:00～18:00	5時間	600円			
	18:00～22:00	4時間	800円			
計					884人	56,064円

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-5		2.担当専門部会	財政専門部会				
			3.担当部署	総務課・産業課・まちづくり対策課				
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5.中分類	1	歳入						
6.小分類（基本目標）	3	財源の確保						
7.細分類	1	企業誘致の促進と未利用地の処分						
8.具体的改革項目	1	企業誘致の促進と未利用地の処分						
9.実施概要	<p>現在、大きな面積の主な未利用地として、室木の山林、中山宗春の原野、中山石ヶ崎の鉱害試験地の跡などがある。これらについて地理的な状況などを勘案して、民間による住宅団地開発や、企業誘致を積極的に働きかける。</p> <p>また、その他の未利用地については、平成18年度中に現状を正確に把握し、活用策や公募による売却などを検討する。</p>							
10.検討及び実施期間 ( 検討    実施 )	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H19年03月	
						13.公表時期	平成18年度終了後	
14.指標 ( 評価の方法 )	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 未利用地の状況</p> <p>2. 未利用地の活用策</p>					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0    千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

主な町有地未利用地 300m<sup>2</sup>以上一覽表

大 字	小 字	地 番	登記地目	登記面積(m <sup>2</sup> )	摘 要
長谷	八久保	778-1	田	410.00	
室木	谷ノ山	205-1	山林	428,017.00	
室木	谷ノ山	220	田	436.00	道路残地
室木	伏原	740-2	山林	667.00	
八尋	末森	217-2	山林	754.00	道路残地
新延	野田	1298-7	原野	624.00	泉水残地
新延	新町原	1398-3	山林	812.00	旧児童センター
中山	明道	2185-1	原野	9,047.00	宗春
中山	長崎	2936-1	田	525.00	鉍害試験地跡地
中山	長崎	2936-3	田	378.00	鉍害試験地跡地
中山	石ヶ崎	3024-35	雑種地	10,407.00	鉍害試験地 跡地
中山	柳	3024-36	雑種地	2,100.00	鉍害試験地 跡地
中山	柳	3059	田	829.00	鉍害試験地 跡地
中山	柳	3060-1	田	1,110.00	鉍害試験地 跡地
中山	柳	3061	田	1,110.00	鉍害試験地 跡地
中山	幸ノ浦	3342-1	宅地	5,851.31	いむた団地法面
中山	唐ヶ崎	3485-108	宅地	569.81	いむた区残地
小牧	菰川添	739-1	田	677.00	旧国鉄用地
小牧	藤郷	1818	雑種地	428.00	大池
小牧	藤郷	1819-2	雑種地	466.00	大池
小牧	藤郷	1820-2	雑種地	315.00	大池
小牧	藤郷	1891-1	原野	975.00	大池
小牧	西牟田	2120-1	山林	982.00	中央公民館裏空地
猪倉	廣狭	431	田	933.00	猪倉
猪倉	廣狭	432	田	1,158.00	猪倉

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

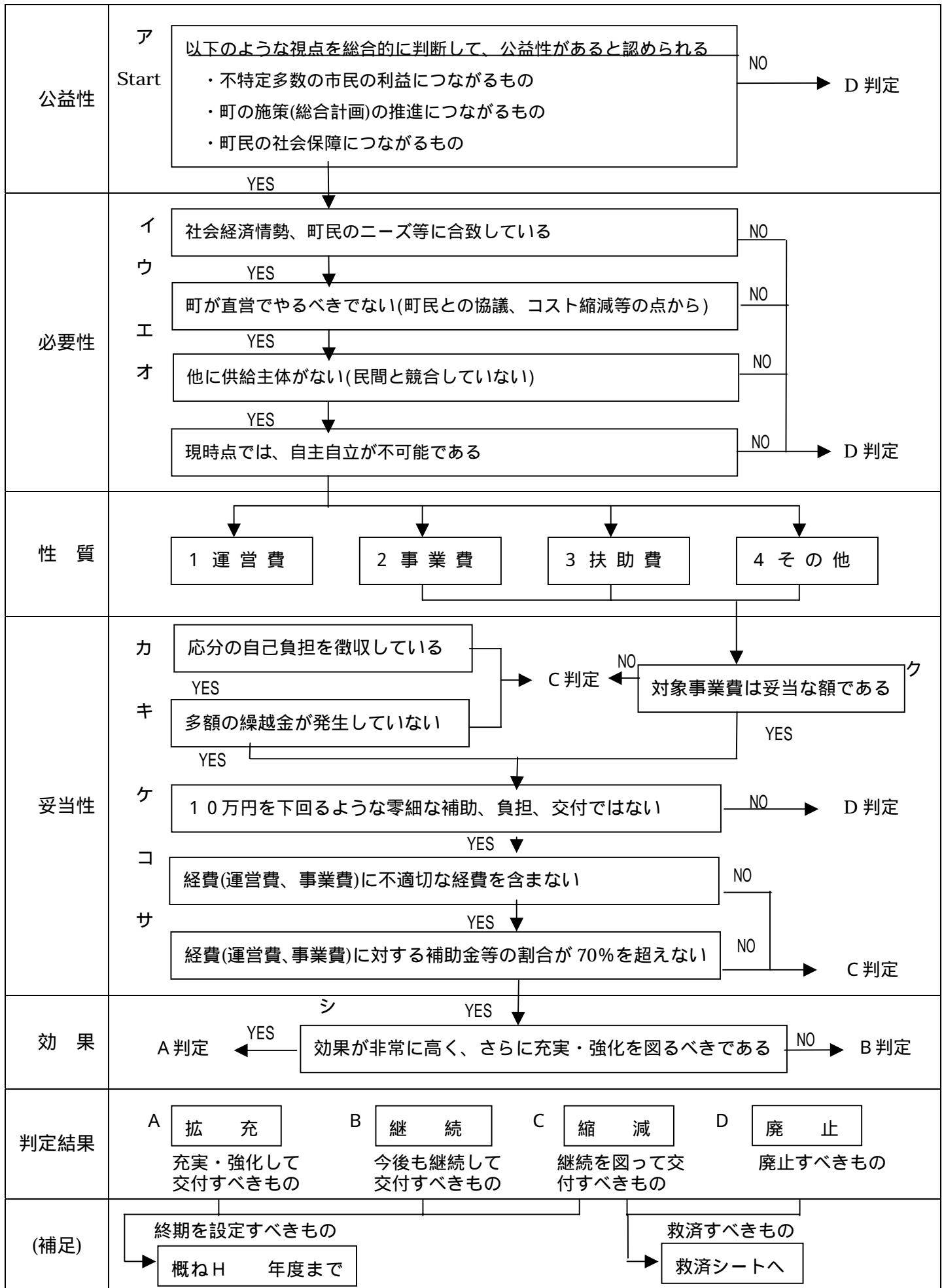
1.連番	26-6		2.担当専門部会	財政専門部会				
			3.担当部署	総務課・住民課・保険課・福祉課・人権推進課・産業課・社会教育課・学校教育課				
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5.中分類	2	歳出						
6.小分類（基本目標）	4	各種補助金の見直し						
7.細分類	1	補助金の見直し						
8.具体的改革項目	1	交付基準に基づく各種補助金の見直し						
9.実施概要	<p>各種補助金については、第3次改革において各補助金の一律カットという手法で見直しを行ってきたが、補助対象経費において、明確な基準が示されていないことから、本来、自己資金にて負担すべきものが含まれている例も見受けられる。</p> <p>今後は、単に補助金の削減、廃止ということだけでなく、公平性、透明性、公益性を確保し、効果的・効率的かつ適正に運用するため、補助金のあり方を再評価する「補助金の基準」の策定など、新たな補助金制度を構築する。</p> <p>見直しにあたっては、法令等に基づく補助、団体運営費補助、外郭団体への補助、イベント補助に大別し、継続して実施する。</p> <p>また、新たな補助金制度による削減目標は、平成17年度予算額127,181千円の約10%（12,000千円）とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">補助金の基準策定の柱</p> <p style="margin-left: 40px;">補助金交付基準・・・補助金の効果性、的確性及び補助対象経費の基準</p> <p style="margin-left: 40px;">補助金評価基準・・・社会的ニーズ、費用対効果など補助金交付の評価を評定方式で実施する基準</p> <p style="margin-left: 40px;">補助金見直し基準・・・継続、終期設定、廃止、統合など補助金の交付を見直す基準</p>							
10. 検討及び実施期間 ( 検討    実施 )	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H19年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
							13.公表時期	実施期間終了後
14.指標 ( 評価の方法 )	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		36,000    千円
						内 訳	A 支出の削減	36,000    千円
							B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円							



補助金等審査判定シート

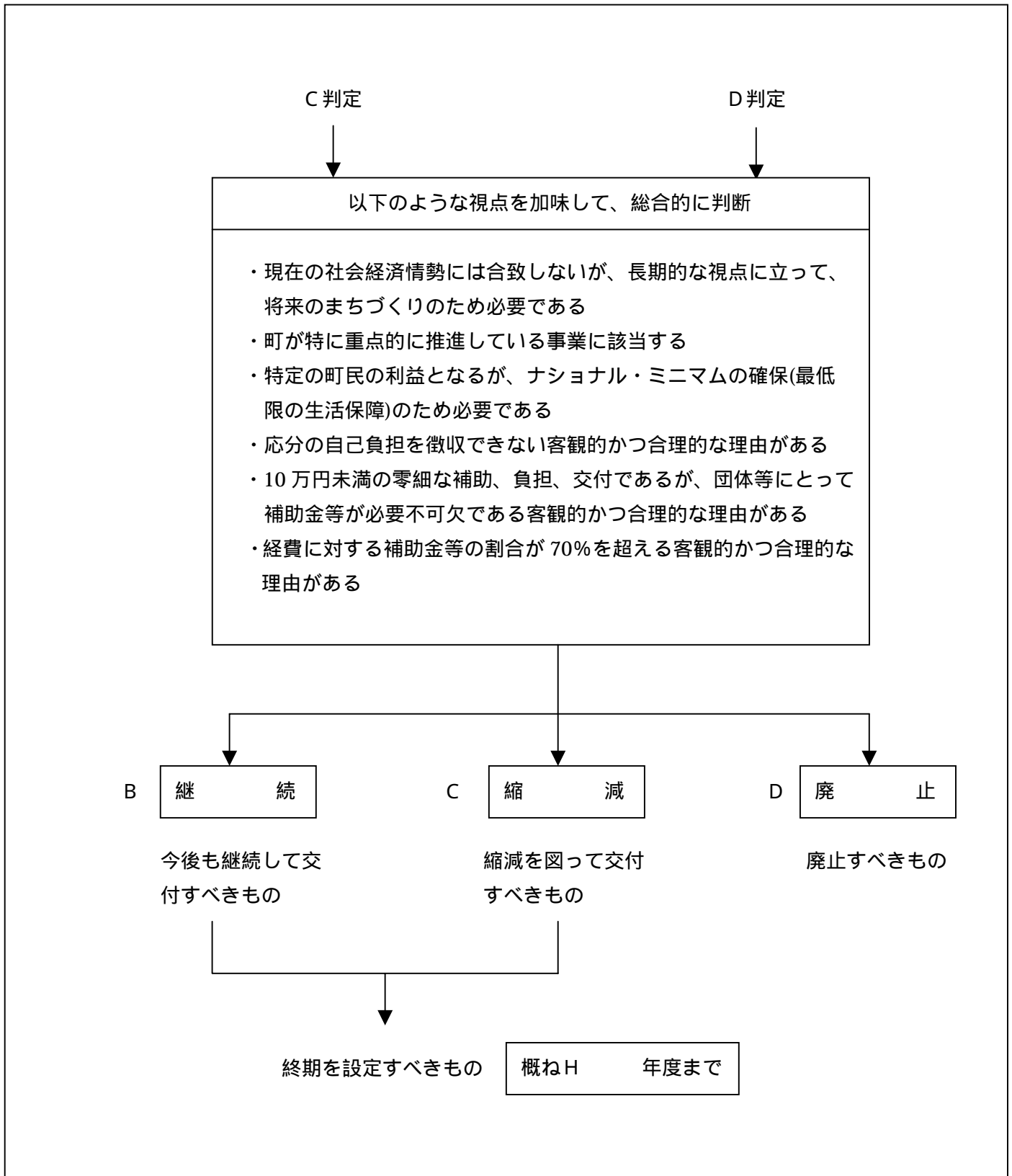
例

\* 支出が義務づけられている補助金等は、この限りではない。



C、D判定補助金等救済シート

例



\* 補助金一覧表( 当初予算)「町単独」

(単位:千円)

種別	目	担当課	説明	交付団体の設立目的等	平成13年度	平成14年度	平成17年度	13/17差引	13/17対比	17年度の内	会費の有・無	見直し有・無	16年度繰越額	備考	
										町単費分					
補助金	1	議会費	議会	議会互助会団体保険補助金	議員の共済掛金への補助	120	145	116	-4	97%	116				
補助金	2	交通安全対策費	総務課	直方地区交通安全協会 鞍手ブロック補助金	町内交通安全運動の推進、交通安全指導などを行う	60	60	48	-12	80%	48	無	有	109	直方地区安全協会助成金有
補助金	3	一般管理費	総務課	職員互助事業補助金	町職員の福利厚生を目的とし、実施事業を補助するため補助金を交付する	2,156	2,256	1,599	-557	74%	1,599				
補助金	4	防犯費	総務課	防犯灯設置補助金	自治区内の防犯灯はそれぞれの自治区で設置から維持管理までをするが、その中で増設や器具の取替えについては町から一部助成する	400	400	350	-50	88%	350				
補助金	5	環境衛生費	住民課	霊柩車使用料補助金	鞍手町住民が、葬儀を行うために霊柩車を使用する場合において、住民の福祉を推進することを目的とする。(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける世帯)	424	152	127	-297	30%	127				
補助金	6	じん芥処理費	住民課	ごみ減量リサイクル推進補助金	資源物の集団回収を実施する団体に対し奨励金を交付し、ごみの減量と資源の有効利用並びに環境の美化向上を推進することを目的とする	2,633	3,244	3,518	885	134%	3,518				
補助金	7	じん芥処理費	住民課	鞍手町生ゴミ処理容器 購入費補助金	ごみの減量化推進の一環として、生ごみ処理容器(以下「容器」という。)を設置する者に対して、一般家庭から排出されるごみの減量化を図ることを目的とする	110	77	33	-77	30%	33				
補助金	8	し尿処理費	住民課	し尿収集町補助金	郡内四町において料金を統一したが、住民の負担軽減を図るため、補助金を交付する。(1人に対し30円)	6,472	6,411	5,768	-704	89%	5,768				
補助金	9	社会福祉総務費	福祉課	中国帰国者自立促進 協議会補助金	中国帰国者が一日も早く自立できるよう、高校・専修学校在学者及び自動車運転免許取得者への奨学資金の援助等を目的とする	10	10	10	0	100%	10				社団法人への賛助会員費
補助金	10	社会福祉総務費	福祉課	社会福祉法人鞍手町 社会福祉協議会補助金	鞍手町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に補助	62,002	55,779	52,516	-9,486	85%	52,516				
補助金	11	税務総務費	税務課	町租税教育推進協議会補助金	児童生徒に対する納税意識の向上の啓発推進を図ることを目的とする	112	92	167	55	149%	167	無		8	町補助金で運営
補助金	12	社会福祉総務費	福祉課	身体障害者福祉会補助金	障害を克服して明朗・快活かつ積極的な性格を養うとともに、社会の身体障害者に対する認識と理解の高揚を図ることを目的とする	100	100	80	-20	80%	80	有 15名	有	1,764	1組織で運営
補助金	13	社会福祉総務費	福祉課	身体障害者郡体育祭補助金	鞍手郡各町の身体障害者(児)の親睦を図るとともに、障害者の主体的・自主的な社会参加を促進するため	75	75	75	0	100%	75		無		
補助金	14	社会福祉総務費	福祉課	町遺族会補助金	戦争における鞍手町出身の戦没者を追悼し、ご遺族をお慰めするとともに世界の恒久平和を祈念する事業を実施するために補助金を交付	80	80	64	-16	80%	64	有 106名	有	515	

\* 補助金一覧表(当初予算)「町単独」

(単位:千円)

種別	目	担当課	説明	交付団体の設立目的等	平成13年度	平成14年度	平成17年度	13/17差引	13/17対比	17年度の内	会費の有・無	見直し 有・無	16年度 繰越額	備考
										町単費分				
補助金	15	社会福祉総務費	福祉課	原爆被災者の会補助金	50	50	25	-25	50%	25	有 96名	有	67	
補助金	16	児童福祉総務費	福祉課	放課後児童健全育成事業補助金	449	1,422	4,795	4,346	1068%	4,795	無	無	1,123	委託料で不足分を補助 *特別会計への繰入有り (退職金積立200千円)
補助金	17	人権推進教育事業費	人権推進課	鞍手町同和教育研究協議会補助金	2,500	2,000	1,600	-900	64%	1,600	有 256名	有	454	行政、学校、各種代表者 (会計は人権推進課)
補助金	18	人権推進教育事業費	人権推進課	推進教員行動費補助金	480	360	96	-384	20%	96	無	有		担当教員の旅費
補助金	19	人権推進教育事業費	人権推進課	解放活動団体補助金	2,350	1,880	1,880	-470	80%	1,880	無	有		各支部負担金 (舟川、八尋、春日)
補助金	20	保健衛生総務費	健康増進課	直鞍地域精神障害者共同作業所運営費補助金	243	243	487	244	200%	487				直鞍組織への負担金
補助金	21	保健衛生総務費	健康増進課	病院群輪番制病院事業補助金	5,162	5,154	4,917	-245	95%	4,917				直鞍組織への負担金
補助金	22	水田農業経営対策事業費	産業課	計画転作互助方式推進事業補助金	22,900	23,700	26,603	3,703	116%	26,603				
補助金	23	商工振興費	産業課	鞍手町商工会補助金	4,500	5,300	9,942	5,442	221%	9,942				
補助金	24	商工振興費	産業課	産業まつり補助金	2,349	2,157	2,300	-49	98%	2,300				
補助金	25	農業振興費	産業課	農業振興会補助金	200	200	160	-40	80%	160	有 139名	有	281	JAより助成金有り
補助金	26	農業振興費	産業課	農村青少年技術研修補助金	100	100	80	-20	80%	80	有	有	11	4Hクラブ

\* 補助金一覧表( 当初予算)「町単独」

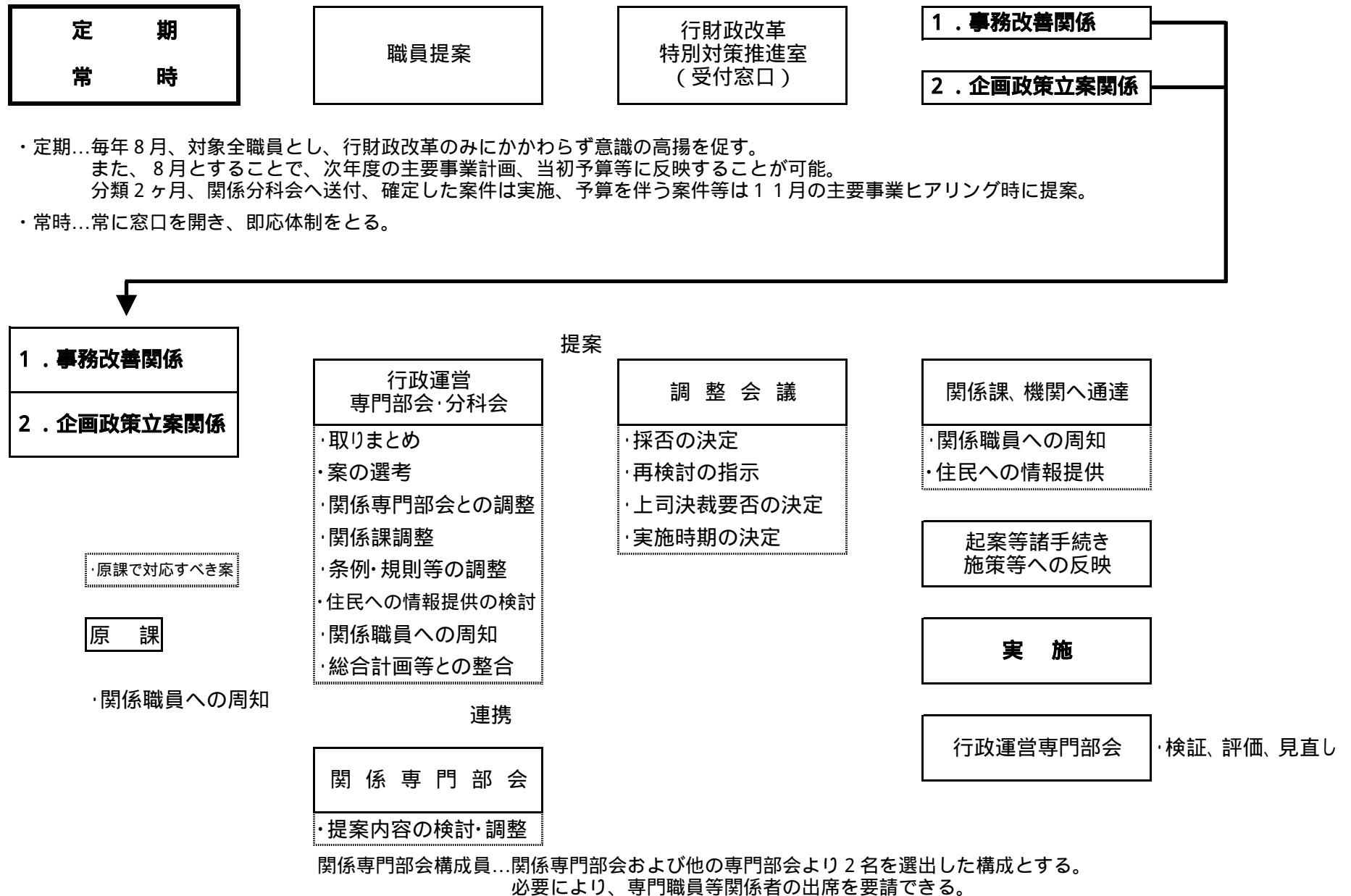
(単位:千円)

種別	目	担当課	説明	交付団体の設立目的等	平成13年度	平成14年度	平成17年度	13/17差引	13/17対比	17年度の内	会費の有・無	見直し有・無	16年度繰越額	備考	
										町単費分					
補助金	27	水田農業経営対策事業費	産業課	水田営農確立対策補助金	営農組合に研修等の補助を行い健全な営農組合を育成すること	1,000	1,000	800	-200	80%	800	無	有		JAより助成金有り
補助金	28	農業振興費	産業課	農業後継者育成補助金	農業体験や自然とのふれあいを通じて農業に対する理解を深め農業の後継者を育成する	660	660	528	-132	80%	528	無	有	172	青年部より助成金有(438千円)
補助金	29	社会教育総務費	社会教育課	青少年育成町民会議補助金	青少年の健全な育成及び非行防止を図ることを目的とする	1,300	1,300	1,040	-260	80%	1,040	有 225名	有	232	県補助有(72千円)
補助金	30	社会教育総務費	社会教育課	子ども会連絡協議会補助金	子供会の健全育成を図ることを目的とする	200	200	160	-40	80%	160		有		
補助金	31	文化財保護費	社会教育課	町文化連盟補助金	鞍手町における文化、芸能及び芸術の振興と向上普及に努め、明るい郷土作りに寄与することを目的とする	500	500	400	-100	80%	400	無	有	124	美術部会、芸能部会へ育成費(360千円) (美術協会会費有り85名) 特別会計繰越金(1,780千円)
補助金	32	文化財保護費	社会教育課	指定文化財保護育成補助金	各指定文化財を顕彰並びに保存活動することを目的とする	160	160	128	-32	80%	128		有		
補助金	33	保健体育総務費	社会教育課	町体育協会育成補助金	住民の体力を増進させると共に、相互の親睦を深め明るい町づくりに貢献することを目的とする	1,300	1,300	1,040	-260	80%	1,040	有 103名	有	500	
補助金	34	農業委員会費	農業委員会	農業者年金受給者協議会補助金	町内に居住する農業者年金受給者をもって構成し、農業者年金制度の拡充強化・啓蒙普及、農業経営の近代化等に寄与することを目的とする	50	40	40	-10	80%	40	有 50名	有	149	今年度で解散予定
補助金	35	教育振興費	学校教育課	保育所・幼稚園就園奨励補助金	幼児の保育及び就学前教育の普及充実に図る	2,810	2,592	2,466	-344	88%	2,466				
補助金	36	教育振興費	学校教育課	なかよし学級負担金学級 野外生活指導補助金	なかよし学級の児童・生徒が社会見学及び体験学習に要する経費に対し補助する	360	360	339	-21	94%	339				特殊学級
補助金	37	教育振興費	学校教育課	各種大会出場費補助金	鞍手町立小学校・中学校・鞍手分校の文化的体育的、生産的な部活動で県大会以上の大会に出場する引率の先生、児童生徒にたいする助成金の交付	1,800	1,800	1,300	-500	72%	1,300				県大会と出場時に発生
補助金	38	教育振興費	学校教育課	定時制高校学校教科書 代補助金	勤労青少年の修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、定時制に在学する生徒の修学条件の改善を図るため、有職生徒に対し教科書代を補助する	729	661	193	-536	26%	193				個人を対象
補助金	39	教育振興費	学校教育課	非常勤講師旅費補助金	非常勤講師の交通費として補助金を交付する	186	228	452	266	243%	452				
補助金	40	公民館費	社会教育課	自治公民館育成補助金	公民館相互の交流・情報交換を行いあわせて自治公民館の活性化を図り地域住民の生涯学習の充実に図る為	1,058	1,173	939	-119	89%	939				
町単独補助金合計「40項目」					128,150	123,421	127,181	-969	99%	127,181	0	0	5,509		

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	26-7		2. 担当専門部会	行政運営専門部会			
			3. 担当部署	総務課			
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進					
5. 中分類	3	行政運営					
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し					
7. 細分類	1	事務処理方法の改善（効率的な行政運営）					
8. 具体的改革項目	1	職員提案制度の導入					
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革において未実施であったが、事務の簡素化・迅速化を図る過程における職員の関わりについて見直し、4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>職員提案制度を導入することで、職員個人あるいは係・グループによる、職場環境や組織のあり方、事務・事業の改善案などを気軽に提案できる機会を創出でき、また、職員提案を、積極的に採用・実施することで、職員の意欲の向上、企画政策力の形成を図るとともに、事務・事業の能率の向上、経費の節減等につながると思われる。</p> <p>具体的には、職員提案制度の規程を策定し、事務改善、企画政策、組織のあり方など、町政全般に関する第1回の提案募集を、平成17年11月に実施し、その後、毎年8月に全職員を対象に実施する。さらに、常時職員提案を受け付ける窓口を開設し、当分の間、行財政改革特別対策推進室を充てることとする。</p> <p>また、事務改善、企画政策に係る推進体制を平成17年度中に確立し、関係課、関係機関への指示や、町政への反映など、職員提案制度の運用を行うこととする。</p>						
10. 検討及び実施期間 ( 検討    実施 )	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年10月
						12. 到達年月	H22年03月
						13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 ( 評価の方法 )	実施期間終了後、上記の職員提案制度の導入効果に照らし、職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。				15. 財政的效果 (再掲) A+B-C		0    千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円					

## 8-1-1 . 職員提案制度の導入



鞍手町職員提案制度に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、広く職員から町行政の向上に寄与する意見や、事務事業、業務の効率化に関する意見（以下「提案」という。）を求め、この提案により実施する制度を設けることで、職員の研究心、政策形成能力及び勤労意欲を高めるとともに、広範な政策の推進や、行政能率の向上を図ることを目的とする。

（提案者の資格）

第2条 職員（鞍手町職員定数条例（昭和31年鞍手町条例第5号）第1条に定める職員をいう。）は、すべて、単独又は共同で提案を行うことができる。

（提案の内容）

第3条 提案は、職員の創意工夫によるもので、その内容は次の各号に該当するものでなければならない。

- （1）本町の政策の企画、立案及び遂行に貢献するもの
- （2）本町の施策として斬新であるもの
- （3）町民サービスの向上に役立つもの
- （4）事務及び作業の能率の向上に役立つもの
- （5）労力及び経費の節減になるもの
- （6）収入の増加が期待できるもの

2 提案の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、提案として取り扱わない。

- （1）明らかに不平不満、苦情、批判又は欠点の指摘にとどまるもの
- （2）職員個々の採用、異動、賞罰等の人事及び勤務条件に関するもの

（提案の種類）

第4条 提案は、次の2種類とする。

- （1）一般提案 第3条第1項各号に定める提案
- （2）特別提案 特定の事項に関し、課題や期間を定め募集する提案

（提案の時期）

第5条 一般提案は、随時行うことができる。

2 特別提案は、定められた期間内に提出するものとする。

（特別提案の募集）

第6条 町長は、特定の事項に関し、広く意見を求めることが適当と認められるときは、特別提案を募集することができる。

2 特別提案の募集に当たっては、課題や提出期間等必要な事項を定め、職員に周知するものとする。

（提案の奨励）



第7条 所属長は、職員の事務事業改善に係る提案活動を積極的に支援し、奨励に努めるものとする。

(提案方法及び受理等)

第8条 提案者は、提案書(様式第 号)に必要事項を具体的に記入し、参考資料等を添えて、鞍手町行財政改革推進室(以下、推進室)に提出しなければならない。

- 2 推進室は、提案書を受理したときは、該当提案書に受付番号を付して、提案受付簿(様式第 号)に登録しなければならない。
- 3 推進室は、前項の規定により受理した提案書については、提案者の所属、職、氏名を秘して、該当提案書を行政運営部会長に送付しなければならない。

(関係専門部会長の意見)

第9条 各専門部会長は、行政運営部会長から提案書の協議を受けたときは、提案書の所定の欄に意見を付して、速やかに行政運営部会長に回付しなければならない。

(職員提案審査委員会)

第10条 提案の内容を審査するため、鞍手町職員提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)をおく。

- 2 審査委員会は、鞍手町行財政改革推進本部調整会議委員を持って組織する
- 3 委員長は、助役をもって充てる
- 4 審査委員会の庶務は、鞍手町行財政改革推進室が行う

(提案の審査)

第11条 提案の審査は、実現性及び実施の効果、経済効果等の要素を勘案して審査しなければならない。

- 2 委員長は、必要に応じて提案事項に係る職員の意見を聴取し、又は提案者を審査会に出席させて説明を求めることができる。
- 3 提案の審査は、特別の事情がある場合を除き、提案者の所属及び職、氏名を秘して行わなければならない。

(町長への報告)

第12条 委員長は、提案の審査を終了したときは、各審査委員の提案審査表(様式第 号)を取りまとめのうえ、町長に提出しなければならない。

(提案の採否)

第13条 町長は、提案書及び提案審査表を参考として、次の各号に掲げる事項のいずれかに採否を決定し、提案者に提案審査結果通知書(様式第 号)を通知するものとする。

- (1)採用 提案内容の全部又は一部について、実施することが適当と認められる提案、又は事務事業の運営向上に著しく示唆を与えることができると認められる提案。
- (2)保留 直ちに採用を決定することができず、さらに調査研究を要する提案。

( 3 ) 不採用 実施が不可能又は不適當な提案。

( 保留提案の取扱 )

第 14 条 審査会は、前条の規定する保留の決定を受けた提案（以下「保留提案」という。）で、さらに調査研究することによって、採用の決定を受ける可能性があるものについては、行政運営専門部会長を通じ、提案者に助言等の援助をしなければならない。

( 提案事項の実施等 )

第 15 条 町長は、採用の決定をした提案については、内容に応じ、その全部又は一部を所管課局長に実施させるものとする。

前項の規定により提案事項を実施する所管課局長は、提案実施計画書（様式第 号）を作成し、行政運営専門部会長を通じ、町長の承認を得なければならない。

所管課局長は、提案事項を実施した場合は、提案実施報告書（様式第 号）を作成し、行政運営専門部会長を通じ、町長及び審査委員会に報告しなければならない。

( 提案の周知 )

第 16 条 採用となった提案については、提案者の所属及び職、氏名、提案の内容について、職員に公表する。

( 提案事項に係る諸権利 )

第 17 条 この提案に関するすべての権利は、町に帰属する。

( 補則 )

第 18 条 この規程の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 月 日から施行する。

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	26-8		2. 担当専門部会	行政運営専門部会				
			3. 担当部署	総務課				
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	3	行政運営						
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し						
7. 細分類	1	事務処理方法の改善						
8. 具体的改革項目	4	電算システムの活用促進						
9. 実施概要	<p>現在の電算システムは、増大する事務量の対策として平成13年に導入し、事務処理に活用してきたところである。</p> <p>現在は、職員に1台のパソコン端末を配備。庁内LANの整備により、情報の共有等、幅広く利用され、事務の省力化にも大きな効果が認められる。</p> <p>そこで、電算システムの能力を最大限に引き出すため、平成18年1月から情報管理係を主体とした職員による、情報交換・研究を実施し、平成18年度に予定されている電算システムの能力アップに伴い、事務の簡素化・効率化を推進する。</p>							
10. 検討及び実施期間 ( 検討    実施 )	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年01月	
							12. 到達年月	H18年12月
							13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 ( 評価の方法 )	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 電算システムの能力アップに伴い、新たに反映することとした案件について</p>					15. 財政的効果 ( 再掲 ) A+B-C		0    千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-9		2.担当専門部会	組織機構専門部会				
			3.担当部署	総務課				
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成						
7.細分類	1	住民の窓口サービス向上の推進						
8.具体的改革項目	3	時間外窓口の設置						
9.実施概要	<p>現在、窓口の受付は、8時30分から17時15分まで行っているが、更なる住民の利便性の向上を図るため、平成18年度を試行期間として、毎週1回、17時15分～19時00分まで時間外窓口を設置する。</p> <p>その際、業務に従事する職員は交代制とし、労働基準法で定められている週40時間の労働時間を守るため、時差出勤で対応する。</p> <p>なお、この試行期間の利用状況や住民の意見（聞き取り調査）を分析し、次年度以降、引き続き開設するかどうかを決定する。また、開設するとすれば全庁的に開設するものか、それとも一部署だけを開設するものかも併せて決定する。</p>							
10.検討及び実施期間 ( 検討    実施 )	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H19年03月	
						13.公表時期	平成18年度終了後	
14.指標 ( 評価の方法 )	<p>試行期間終了後、聞き取り調査により取りまとめられた意見を分析し、その効果を評価する。</p> <p>また、次年度以降の実施の是非について、公表する。</p>					15.財政的効果 (再掲) A+B-C	0    千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円						

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-10		2.担当専門部会	組織機構専門部会				
			3.担当部署	総務課				
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成						
7.細分類	4	滞納整理する専門組織の設置						
8.具体的改革項目	1	特別収納対策課の設置						
9.実施概要	<p>町税・使用料及び手数料・負担金・貸付金等の滞納者の状況を調査把握し、正当な理由が無いにもかかわらず納税に応じない滞納者に対し、給与・預貯金・不動産等の差押えを強化する。また、住宅家賃等の使用料についても、正当な理由が無いにもかかわらず納付に応じない滞納者に対し、退去等の民事訴訟手続きを実施するため、特別収納対策課を設置する。</p> <p style="margin-left: 40px;">分掌事務            1.町税等の徴収及び正当な理由が無いにもかかわらず納税、納付に応じない滞納者の滞納処分                           2.執行停止，不納欠損処分                           3.納税、納付意識の啓発及び指導等</p> <p>また、正当な理由が無いにもかかわらず納税、納付に応じない滞納者を抽出し、特別収納対策課へ引継ぐことを目的とする「滞納整理に関するプロジェクトチーム」を、平成17年度中に立ち上げ、滞納の現況と課題を把握し、詳細に分析・検討する。</p> <p style="margin-left: 40px;">プロジェクトチーム構成                                    税務課                    保険課                    建設課                                    福祉課                    学校教育課                                    各課の担当係長と係員の2名で合計10名</p>							
10.検討及び実施期間 (検討    実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年10月	
						12.到達年月	H22年03月	
							13.公表時期	実施期間終了後
14.指標 (評価の方法)	平成21年度までの滞納処分の強化による収納額等を算出し、その効果を公表する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0    千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円						

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-11		2.担当専門部会	組織機構専門部会					
			3.担当部署	総務課					
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進							
5.中分類	5	組織機構							
6.小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化							
7.細分類	1	定員管理の適正化							
8.具体的改革項目	2	収入役事務の兼掌							
9.実施概要	<p>収入役は、現金・物品の出し入れや保管などの会計事務に関して、町長から独立した権限を持つ最高責任者であるが、総務省は行財政改革の一環として、2004年5月、地方自治法の一部を改正し、町村のみならず人口10万人未満の市も収入役を置かず、長又は助役が収入役の事務を兼掌することができることと定めた。</p> <p>また、IT（情報技術）化に伴う出納業務の簡素化などから、この法律の改正により、収入役事務を、長又は助役が兼掌する自治体が全国でも増えている。</p> <p>このことから、行財政改革に取り組んでいる本町においても、助役がその職を兼掌することとする。</p>								
10.検討及び実施期間 ( 検討    実施 )	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年06月		
						12.到達年月	H22年03月		
						13.公表時期	実施期間 終了後		
14.指標 ( 評価の方法 )	実施期間終了後、出納業務の状況及び兼掌における効果を、評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C	0    千円		
						内 訳	A 支出の削減	千円	
							B 収入の増額	千円	
						C 支出の増額	千円		

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-12		2.担当専門部会	組織機構専門部会				
			3.担当部署	総務課				
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化						
7.細分類	2	女性職員の積極的登用						
8.具体的改革項目	1	女性職員の管理職登用						
9.実施概要	<p>男女共同参画の進展により、様々な分野への女性の進出が加速しているが、本町に於いては、女性管理職員（課長）が一人もいないのが現状である。          そのため、人材育成基本方針に基づき、男性・女性の区別を設けず、本人の能力や適正等に応じ仕事の割り振りをしていくなど、積極的に改善していく必要がある。          よって、平成18年4月以降からの女性管理職登用に向けて、職務経歴や研修実績を適切に管理する経歴管理を導入し、計画的な人事異動管理を図る。          なお、実施にあたっては、管理職として必要な多種多様な職務経験を積めるよう、能力向上のための研修等に積極的に参加できるよう配慮するものとする。</p> <p>男女共同参画とは  <b>【男女がお互いを尊重しあい、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うこと】</b></p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間終了後	
14.指標 （評価の方法）	実施期間終了後、女性職員の管理職登用の実施状況により、評価する。					15.財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円							

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-13		2.担当専門部会	組織機構専門部会				
			3.担当部署	総務課				
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化						
7.細分類	3	人事管理制度の導入						
8.具体的改革項目	2	昇格資格試験制度の導入						
9.実施概要	昇格資格試験制度の導入については、人材育成基本方針の中で、位置付けて実施する。							
	<p style="margin-left: 20px;"><b>昇格資格試験制度の目的</b>          住民サービスの向上に繋がる          職員のやる気を起こさせる          職員のレベルアップ（意識の高揚）</p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 （評価の方法）	実施期間終了後、全職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。					15.財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円



## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-14		2.担当専門部会	行政運営専門部会				
			3.担当部署	総務課				
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	16	附属機関の見直し						
7.細分類	1	附属機関の見直し						
8.具体的改革項目	1	附属機関の見直し						
9.実施概要	<p>この項目は、第3次改革において未実施であったため、附属機関と住民の行政への参画のあり方について見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、委員会、審議会等が42機関あり、委員数は延べ610人。選任区分は、議会、行政、各種団体、学識経験者、公募、教育機関、専門職等で構成されており、総委員数の約60%が「充て職」、女性比率は13.81%、公募0.3%という状況である。</p> <p>附属機関の見直しにあたり、住民の段階的な行政への参加を促進するため、既存の附属機関について、従来のある方にとられることなく、法令等によるものを除き、統廃合、構成員数、女性委員の登用の推進と選任基準、幅広い住民参画のための重複就任の制限、行政職員（OB含む）就任の制限、報酬等について検討し、運営の適正化・効率化を図る。</p> <p>また、新たな施策の展開に伴う附属機関等の新設にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、組織の拡大を抑制していく必要がある。</p> <p>よって、委員会、審議会等の附属機関の見直しと、住民参画推進についての検討期間を平成18年度として定め、検討終了後に、その結果を公表するとともに、実施に関する個票を追加するものとする。</p> <p>なお、平成17年度に、先進地事例調査、資料収集、各課局のヒアリング等を実施し、平成18年度に設置基準、実施時期等の検討および関係機関との調整を行うこととする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H19年03月	
						13.公表時期	平成18年度 終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 既存機関の見直し結果について</p> <p>2. 設置基準の検討結果について</p> <p>3. 検討結果を踏まえた実施時期について</p>					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

## 住民参画促進のための審議会等の基本的取扱に関する要綱について

現在の審議会等の設置数および構成人員

附属機関 構成員		42 機関 610 人		構成比	
内訳	性別	男	525 人	86.20%	
		女	85 人	13.80%	
選任別	議会		67 人	10.60%	
	町職員		96 人	15.50%	
	行政機関		59 人	9.80%	
	公共団体		149 人	24.60%	
	学識経験者		40 人	6.50%	
	公募		2 人	0.30%	
	教育関係		46 人	7.50%	
	専門職		37 人	6.20%	
	その他		114 人	19.00%	
	計		610		

要綱策定にあたっての検討項目

- 1 統廃合の検討 (各課局に対するヒアリングによる設置目的等の調査)
- 2 構成員の数 (原則として 人以内)
- 3 選任基準の検討 (広く各界、各層から)
- 4 (重複就任 を限度)
- 5 (女性の登用目標 %)
- 6 (行政職員就任の制限)
- 7 (就任期間 年に制限)
- 8 公開促進の検討 (会議の原則公開)
- 9 (会議録の原則公表)
- 10 公募基準の検討 (公募とする委員会の範囲)
- 11 (公募委員の割合)
- 12 (公募委員の選考方法)
- 13 (公募委員の要件)
- 14 (応募なしの場合)
- 15 条例・規則の検討
- 16 報酬の検討
- 17 議会との調整
- 18 ボランティアの参画

鞍手町各種審議会・委員会設置状況

課・局名	審議会・委員会等名	選 任 区 分										男	女	備 考
		議会議員	町職員	行政機関 の役職員	公共的団体 の役職員	学 識 経験者	公募	教育関係者	専門職	その他	合計			
総務課	鞍手町行財政改革推進委員会	2(2)	0	2(2)	4(4)	5	2	0	0	0	15	13	2	学識経験者は企業関係者及び女性。
	鞍手町特別職報酬等審議会	0	0	0	6(6)	0	0	0	0	0	6	5	1	設置条例の規定により、現在委員の選任はない。
	鞍手町情報公開・個人情報保護審査会	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	4	1	
	鞍手町防災会議	0	14(14)	11(11)	2	0	0	0	0	0	27	27	0	行政機関の役職員は国・県・警察・自衛隊・広域消防本部・消防団を含む。公共的団体の役職員は、NTT西日本・九州電力
	鞍手町災害時要援護者対策会議	2(2)	4(4)	3(3)	7(7)	0	0	0	0	0	16	14	2	行政機関の役職員は広域消防本部・消防団。
	鞍手町水防協議会	3(3)	6(6)	2	4(4)	0	0	0	0	0	15	14	1	行政機関の役職員は広域消防本部・消防団。
	鞍手町防犯灯設置協議会	3(3)	1(1)	0	4(4)	1	0	8	1	0	18	18	0	町職員は教育長。
鞍手町町政施行50周年記念行事実施委員会	1	2	2	11(11)	0	0	2	0	4	22	20	2	町職員は助役・教育長。	
企画財政課	鞍手町総合計画審議会	5(5)	5(5)	2	5(5)	3(3)	0	0	0	0	20	18	2	設置条例の規定により、現在委員の選任はない。
まちづくり対策課	鞍手町都市計画審議会	4(4)	4(4)	0	0	4(4)	0	0	0	0	12	11	1	
	鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会	1(1)	5(5)	3	2(2)	2	0	0	0	0	13	13	0	
税務課	鞍手町固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3	0	
住民課	鞍手町環境審議会	4(4)	5(5)	2(2)	4(4)	0	0	0	0	0	15	14	1	
	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会	0	3	0	0	0	0	0	0	19	22	22	0	
保険課	鞍手町老人保健福祉計画推進委員会	1(1)	0	0	9(9)	0	0	0	3(3)	0	13	11	2	
	鞍手町地域ケア会議	0	5(5)	0	3	0	0	0	2	0	10	6	4	
	鞍手町在宅介護支援センター運営協議会	0	3(3)	1(1)	2(2)	0	0	0	4(4)	0	10	10	0	現在、委員の選任はない。
	鞍手町国民健康保険運営協議会	3(3)	0	0	1(1)	0	0	0	3(3)	2(2)	9	8	1	
福祉課	鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会	1(1)	0	0	5(5)	0	0	4	0	6	16	8	8	
	鞍手町児童問題連絡会	0	5	0	4	0	0	8	3	0	20	9	11	町職員に町保育所保育士を含む。
	民生委員推薦会	2(2)	2(2)	2	4	2	0	0	2	0	14	11	3	行政機関の役職員は、教育委員・社会教育委員。
健康増進課	鞍手町健康づくり推進協議会	1(1)	4(4)	3(1)	7(7)	0	0	0	3	0	18	11	7	行政機関の役職員は、県職員・町教育委員。町職員は町立病院総看護師長を含む。
	鞍手町乳幼児育成指導事業運営会	0	4(4)	3	0	0	0	0	7	0	14	3	11	
	鞍手町予防接種健康被害調査委員会	0	1(1)	0	1	0	0	0	4	0	6	6	0	町職員は町長。
産業課	鞍手町農政推進会議	4(4)	0	17(17)	30(30)	0	0	0	0	0	51	50	1	
	鞍手町工場等設置奨励審議会	4(4)	2(2)	2(2)	2(2)	0	0	0	0	0	10	10	0	
	鞍手町町内循環バス導入に関する検討委員会	4(4)	4(4)	0	8(8)	0	0	0	0	4(4)	20	18	2	
	西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会	2(2)	0	2(2)	0	0	0	0	0	19	23	23	0	その他は関係地区及び鉱害被害者組合推薦。
	鞍手町谷山池パイプライン水利組合	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18	18	0	その他は関係地区推薦。
	水田農業経営確立対策集落推進委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18	18	0	全ての委員は営農組合長
下水道課	鞍手町公共下水道事業評価監視委員会	4(4)	4(4)	0	0	4(4)	0	0	0	0	12	11	1	
建設課	鞍手町営住宅審議会	2(2)	2(2)	2(2)	3(3)	1	0	0	0	0	10	10	0	
人権推進課	鞍手町隣保館運営審議会	2(2)	1(1)	0	1	2(2)	0	0	0	2	8	6	2	町職員は教育長。
	同和問題啓発推進委員会	0	6(6)	0	1(1)	0	0	1	0	2	10	9	1	教育関係者は児童生徒支援加配教員
水道課	鞍手町水道水質改善検討委員会	3(3)	1(1)	0	4(4)	2	0	0	0	0	10	10	0	町職員は助役。
農業委員会	鞍手町小作料協議会	0	0	0	0	3	0	0	0	10	13	10	3	
学校教育課	鞍手町奨学生選考評議会	2(2)	0	0	0	2(2)	0	2(2)	0	0	6	5	1	教育関係者は中学校長
	鞍手町学校給食共同調理場運営審議会	1(1)	0	0	0	0	0	18	0	0	19	15	4	教育関係者は各学校長・中学校給食主任及び各PTA会長
社会教育課	鞍手町中央公民館運営審議会	1(1)	0	0	7(7)	0	0	1	0	1	10	7	3	
	鞍手町文化財保存協議会	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	2	1	
	鞍手町歴史民俗資料館運営協議会	0	0	0	0	0	0	1	4	0	5	4	1	
	鞍手町青少年問題協議会	3(3)	3(3)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	9	7	2	
町立病院	鞍手町立病院事業運営協議会	2(2)	0	0	7(6)	0	0	0	0	7	16	13	3	
合 計		67	96	59	149	40	2	46	37	114	610	525	85	
( )はあて職数		(66)	(86)	(43)	(133)	(16)	(0)	(3)	(10)	(6)	(363)			

鞍手町各種審議会・委員会開催（平成17年度推定）

所管課・局名	審議会・委員会等名	委員数	内報酬対象人員	開催回数	出席延人員	内報酬対象延人員	費用弁償支払総額	報酬支払総額	計
総務課	鞍手町行財政改革推進委員会	15	15	0	0	0	0	0	0
	鞍手町特別職報酬等審議会	6	6	0	0	0	0	0	0
	鞍手町情報公開・個人情報保護審査会	5	5	3	15	15	30,000	70,500	100,500
	鞍手町防災会議	27	10	0	0	0	0	0	0
	鞍手町災害時要援護者対策会議	16	10	0	0	0	0	0	0
	鞍手町水防協議会	15	8	1	15	8	16,000	37,600	53,600
	鞍手町防犯灯設置協議会	18	9	0	0	0	0	0	0
	鞍手町町政施行50周年記念行事実施委員会	22	16	4	88	64	128,000	300,800	428,800
企画財政課	鞍手町総合計画審議会	20	13	0	0	0	0	0	0
まちづくり対策課	鞍手町都市計画審議会	12	8	1	12	8	16,000	37,600	53,600
	鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会	13	5	0	0	0	0	0	0
税務課	鞍手町固定資産評価審査委員会	3	3	3	9	9	18,000	42,300	60,300
	鞍手町固定資産評価審査委員会（補助員）		5	3	15	15	30,000	70,500	100,500
住民課	鞍手町環境審議会	15	8	2	30	16	32,000	75,200	107,200
	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会	22	19	3	66	57	114,000	267,900	381,900
保険課	鞍手町老人保健福祉計画推進委員会	13	13	1	13	10	20,000	47,000	67,000
	鞍手町地域ケア会議	10	5	2	20	10	20,000	47,000	67,000
	鞍手町在宅介護支援センター運営協議会	10	6	0	0	0	0	0	0
	鞍手町国民健康保険運営協議会	9	9	3	27	27	54,000	126,900	180,900
福祉課	鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会	16	13	5	80	65	130,000	305,500	435,500
	鞍手町児童問題連絡会	20	0	12	0	0	0	0	0
	民生委員推薦会	14	11	1	14	11	22,000	51,700	73,700
健康増進課	鞍手町健康づくり推進協議会	18	18	1	18	18	36,000	84,600	120,600
	鞍手町乳幼児育成指導事業運営会	14	12	1	14	12	24,000	56,400	80,400
	鞍手町予防接種健康被害調査委員会	6	5	0	0	0	0	0	0
産業課	鞍手町農政推進会議	51	51	1	51	43	86,000	202,100	288,100
	鞍手町工場等設置奨励審議会	10	8	1	10	8	16,000	37,600	53,600
	鞍手町町内循環バス導入に関する検討委員会	20	16	7	140	112	224,000	526,400	750,400
	西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会	23	23	0	0	0	0	0	0
	鞍手町谷山池パイプライン水利組合	18	12	4	72	48	96,000	225,600	321,600
	水田農業経営確立対策集落推進委員会	18	18	0	0	0	0	0	0
下水道課	鞍手町公共下水道事業評価監視委員会	12	8	4	48	32	64,000	150,400	214,400
建設課	鞍手町営住宅審議会	10	2	1	10	2	4,000	9,400	13,400
人権推進課	鞍手町隣保館運営審議会	8	4	2	16	8	16,000	37,600	53,600
	同和問題啓発推進委員会	10	0	4	0	0	0	0	0
水道課	鞍手町水道水質改善検討委員会	10	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	鞍手町小作料協議会	13	12	2	26	26	52,000	122,200	174,200
学校教育課	鞍手町奨学生選考評議会	6	6	1	6	6	12,000	28,200	40,200
	鞍手町学校給食共同調理場運営審議会	19	5	1	19	5	10,000	23,500	33,500
社会教育課	鞍手町中央公民館運営審議会	10	7	3	30	21	42,000	98,700	140,700
	鞍手町文化財保存協議委員	3	3	0	0	0	0	0	0
	鞍手町青少年問題協議会	9	5	1	5	5	10,000	23,500	33,500
	鞍手町歴史民俗資料館運営協議会	5	5	1	5	5	10,000	23,500	33,500
町立病院	鞍手町立病院事業運営協議会	16	16	2	32	28	56,000	131,600	187,600
計		610	433	81	906	694	1,388,000	3,261,800	4,649,800

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-15		2.担当専門部会		施設専門部会		
			3.担当部署		健康増進課・社会教育課		
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	7	管理					
6.小分類（基本目標）	20	施設管理の改善					
7.細分類	1	施設管理の改善					
8.具体的改革項目	1	利用申請等の改善					
9.実施概要	<p>町民の利用施設である、総合福祉センター・文化体育総合施設については、指定管理者制度を導入することにより、土曜・祝祭日・時間外の利用申請等ができるよう改善する。</p>						
10.検討及び実施期間 ( 検討    実施 )	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月
						12.到達年月	H18年09月
							13.公表時期
14.指標 ( 評価の方法 )	<p>検討期間終了後、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 指定管理者制度導入後の利用申請等の改善結果について</p>				15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
	B 収入の増額	千円					
	C 支出の増額	千円					

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-16	2.担当専門部会	施設専門部会							
		3.担当部署	健康増進課							
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進								
5.中分類	8	運営								
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進								
7.細分類	1	指定管理者制度の導入								
8.具体的改革項目	1	総合福祉センター								
9.実施概要	<p>この項目は、第3次行政改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>鞍手町総合福祉センター（くらの郷）は、平成10年度から平成12年度にかけ建設された、比較的新しい施設であり、現在、その管理・運営は鞍手町社会福祉協議会が行っている。</p> <p>管理・運営経費の年間の収支は、風呂等の利用料金収入が約21,300千円であるのに対し、管理費として約53,536千円を支出している。</p> <p>よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。</p>									
10.検討及び実施期間 ( 検討 実施 )	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月			
						12.到達年月	H18年03月			
						13.公表時期	平成17年度終了後			
14.指標 ( 評価の方法 )	<p>平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 指定管理者制度の導入の是非</p> <p>2. 導入を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>					15.財政的效果 (再掲) A+B-C		2,676 千円		
						内 訳	A 支出の削減	53,536 千円		
							B 収入の増額	0 千円		
							C 支出の増額	50,860 千円		

## 第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	26-17		2.担当専門部会	施設専門部会				
			3.担当部署	社会教育課				
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5.中分類	8	運営						
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7.細分類	1	指定管理者制度の導入						
8.具体的改革項目	2	文化体育総合施設						
9.実施概要	<p>本施設は、昭和50年～60年にかけて設置された、近隣に類のない複合施設であり、体育協会、美術協会等をはじめとする各種団体の生涯学習、社会体育、体験活動等の幅広い活動の拠点となっている。</p> <p>管理・運営経費の年間の収支は、利用料金収入が約6,000千円であるのに対し、管理料として約21,000千円を支出している。</p> <p>よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。</p>							
10.検討及び実施期間 ( 検討    実施 )	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月	
						12.到達年月	H18年03月	
						13.公表時期	平成17年度終了後	
14.指標 ( 評価の方法 )	<p>平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 指定管理者制度の導入の是非</p> <p>2. 導入を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>					15.財政的效果 (再掲) A+B-C		1,050    千円
						内 訳	A 支出の削減	21,000    千円
							B 収入の増額	0    千円
							C 支出の増額	19,950    千円